

# 仕様書

1 件名 九都県市共通調査脱炭素ビジョン（都市型ライフスタイル）調査等業務委託

## 2 目的

脱炭素社会の実現を見据えて、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）の都市区域における脱炭素型のライフスタイルに関する調査を行うもの。また、本調査は昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による、新たな社会との調和についても加味したものとする。

3 契約期間 契約締結日 ～ 令和3年2月10日（水）

4 履行場所 神奈川県環境農政局環境部環境計画課

## 5 委託内容

受注者は、発注者と協議のうえ、次の業務を円滑に行うこと。

（1）九都県市都市区域における脱炭素型のライフスタイルに関する調査

受注者は、次の調査内容をまとめた調査報告書を作成すること。

調査報告書の章立て、構成については、受注者が案を示し、発注者の承認を得ること。

なお、調査報告書には、調査の過程で作成した資料等を含むものとする。

ア 九都県市都市区域内における、温室効果ガス(GHG)排出量、エネルギー、交通、住宅などのデータを収集し、行政区域または業種などの枠組み毎に、2050年頃までにGHG排出量のネット・ゼロを達成しうる脱炭素型のライフスタイル（例：仕事、移動、余暇など）の在り方について整理するものとする。

イ アの在り方を整理する際には、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に温室効果ガスの排出量が下がってきている状況や、今後新たな社会様式に移行していく状況等について、関連する実績データを用いて分析し、その結果についても加味するものとする。

ウ 調査の実施に当たっては、九都県市の一部の自治体による2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明内容や、「ネット・ゼロという世界 -2050年 日本（試案）（2020年6月 公益財団法人地球環境戦略研究機関）」、国内外におけるネット・ゼロ社会に向けた戦略作成に関する国や地方政府の取組事例等を参考にし、九都県市区域の自然的、社会的状況等に沿ったものとする。

エ 必要に応じて、関係者のヒアリングを実施するものとする。

（2）報告及び調整等

ア （1）の調査については、随時、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

イ 発注者の指示の下、必要に応じて調査の状況等について説明を行うものとする。

## 6 作成上の留意点

（1）調査にあたっては、発注者と協議のうえ行うこと。

（2）企画の趣旨を十分に理解し、九都県市の全てに有用な調査内容とすること。

（3）画像等を利用する場合には、著作権等に留意し、追加費用等が生じないものであること。

## 7 納入物件

- (1) 作成した調査報告書の電子データ CD-R 9枚
  - ア 作成した調査報告書のデータ一式を、電子媒体で提出すること。成果品は、PDF 及びワードファイルデータとする。
  - イ 格納媒体は、CD-R とする。  
なお、提出にあたっては、委託名称等を CD-R の収納ケース及び CD-R に付記すること。
- (2) 紙媒体調査報告書 9部
  - ア 作成したデータを印刷し、カラー、A4判、両面擦りで製本すること。
  - イ 使用する用紙については、再生上質紙とし、環境省が作成した「環境物品等の調達に関する基本方針」(最新の改訂版を参照)の「判断の基準」に基づいた調達等を実施すること。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、発注者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

## 8 納入期限

- (1) 電子データ納品 令和3年2月10日(水)
- (2) 紙媒体調査報告書納品 令和3年2月10日(水)

## 9 納入場所

- (1) 電子データ納品
- (2) 紙媒体調査報告書納品
  - ア 神奈川県環境農政局環境部環境計画課  
(横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎4階 環境計画課執務室)
  - イ その他九都県市の指定する場所

## 10 支払い 委託業務完了後、一括払いとする。

## 11 成果物の帰属関係等

- (1) 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 本委託の履行にあたり収集したデータ等一式は全て発注者に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者が本業務を履行するにあたり作成した著作物(以下「新規著作物」という。)の著作権等知的財産権についての権利は、発注者に帰属する。
- (4) 発注者は、受注者が作成した報告書を、九都県市の委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載、SNS等への掲載並びに啓発品や作成資料等で自由に活用できるものとする。
- (5) 新規著作物中に、受注者が従来から有している著作物または第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、発注者によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

## 12 その他

- (1) 受注者は発注者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときは、その都度発注者と協議のうえ、決定する。